

令和 8 年 第 1 回 摂津市議会定例会

議案参考資料
(条例関係)

令和 8 年 2 月 1 9 日 提出

摂 津 市

目 次

議案第 19号	摂津市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例制定の件	・・・	1
議案第 20号	摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件	・・・	8
議案第 21号	摂津市行政手続条例の一部を改正する条例制定の件	・・・	10
議案第 22号	特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件	・・・	16
議案第 23号	摂津市一般職の職員の給与に関する条例及び摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	・・・	18
議案第 24号	摂津市特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	・・・	29
議案第 25号	摂津市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件	・・・	31
議案第 26号	摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定の件	・・・	32
議案第 27号	摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件	・・・	39
議案第 28号	摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件	・・・	69
議案第 29号	摂津市企業立地等促進条例の一部を改正する条例制定の件	・・・	76
議案第 30号	摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件	・・・	81
議案第 31号	摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件	・・・	84

摂津市職員の分限に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>附 則</p> <p>1 略 (降給の手続の特例)</p> <p>2 第2条の3第3項本文の規定は、摂津市一般職の職員の給与に関する条例(昭和31年条例第13号。以下「給与条例」という。)附則第24項の規定による降給及び摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年摂津市条例第36号。以下「企業職員給与条例」という。)附則第2項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、給与条例附則第24項又は企業職員給与条例附則第2項の規定の適用を受ける職員には、これらの規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 略 (降給の手続の特例)</p> <p>2 第2条の3第3項本文の規定は、摂津市一般職の職員の給与に関する条例(昭和31年条例第13号。以下「給与条例」という。)附則第24項の規定による降給、<u>摂津市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(令和8年摂津市条例第 号。以下「技能労務職員給与条例」という。)</u>附則第2項の規定による降給及び摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年摂津市条例第36号。以下「企業職員給与条例」という。)附則第2項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、<u>給与条例附則第24項、技能労務職員給与条例附則第2項</u>又は企業職員給与条例附則第2項の規定の適用を受ける職員には、これらの規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</p>

摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(給与の種類)</p> <p>第 4 条 フルタイム会計年度任用職員の給与は、給料、地域手当、時間外勤務手当、<u>休日勤務手当、夜間勤務手当、</u>特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当及び通勤手当とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の報酬の種類は、基本報酬、時間外勤務報酬、休日勤務報酬、<u>夜間勤務報酬</u>及び特殊勤務報酬とする。</p> <p>(夜間勤務手当等)</p> <p>第 12 条 <u>正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務する会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 14 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 を乗じて得た額を夜間勤務手当(パートタイム会計年度任用職員にあっては、夜間勤務報酬。次条及び第 17 条において同じ。)</u>として支給する。</p> <p>(端数計算)</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第 4 条 フルタイム会計年度任用職員の給与は、給料、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、<u>特殊勤務手当、</u>期末手当、勤勉手当及び通勤手当とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の報酬の種類は、基本報酬、時間外勤務報酬、休日勤務報酬及び特殊勤務報酬とする。</p> <p>第 12 条 <u>削除</u></p> <p>(端数計算)</p>

第13条 第9条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額及び前3条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

(地域手当等の支給方法)

第17条 地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、規則で定める。

第13条 第9条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第10条又は第11条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当又は休日勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

(地域手当等の支給方法)

第17条 地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、規則で定める。

摂津市職員の厚生制度に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(職員) 第2条 略 (1)・(2) 略</p> <p><u>(3)</u> 略 <u>(4)</u> 略</p>	<p>(職員) 第2条 略 (1)・(2) 略 <u>(3) 摂津市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する 条例(令和8年摂津市条例第 号)</u> <u>(4)</u> 略 <u>(5)</u> 略</p>

公益的法人等への摂津市職員の派遣等に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(派遣職員の給与)</p> <p>第4条 派遣職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員をいう。以下同じ。)である派遣職員及び<u>単純労務職員</u>(地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)である派遣職員を除く。第6条及び第7条において同じ。)のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給与の100分の100以内を支給することができる。</p> <p>(職務に復帰した職員に関する摂津市一般職の職員の給与に関する条例の特例)</p> <p>第5条 職員派遣後職務に復帰した職員(企業職員である職員及び<u>単純労務職員</u>である職員を除く。第7条において同じ。)に関する摂津市一般職の職員の給与に関する条例(昭和31年条例第13号)第28条第1項若しくは第6項又は附則第21項の規定の適用については、派遣先団体におい</p>	<p>(派遣職員の給与)</p> <p>第4条 派遣職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員をいう。以下同じ。)である派遣職員及び<u>技能労務職員</u>(地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)である派遣職員を除く。第6条及び第7条において同じ。)のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給与の100分の100以内を支給することができる。</p> <p>(職務に復帰した職員に関する摂津市一般職の職員の給与に関する条例の特例)</p> <p>第5条 職員派遣後職務に復帰した職員(企業職員である職員及び<u>技能労務職員</u>である職員を除く。第7条において同じ。)に関する摂津市一般職の職員の給与に関する条例(昭和31年条例第13号)第28条第1項若しくは第6項又は附則第21項の規定の適用については、派遣先団体におい</p>

て就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。

(企業職員又は単純労務職員である派遣職員の給与の種類)

第8条 企業職員又は単純労務職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給与を支給することができる。

(採用された職員に関する摂津市一般職の職員の給与に関する条例の特例)

第15条 法第10条第1項の規定により採用された職員(企業職員である職員及び単純労務職員である職員を除く。次条から第18条までにおいて同じ。)に関する摂津市一般職の職員の給与に関する条例第28条第1項若しくは第6項又は附則第21項の規定の適用については、特定法人において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。

て就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。

(企業職員又は技能労務職員である派遣職員の給与の種類)

第8条 企業職員又は技能労務職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給与を支給することができる。

(採用された職員に関する摂津市一般職の職員の給与に関する条例の特例)

第15条 法第10条第1項の規定により採用された職員(企業職員である職員及び技能労務職員である職員を除く。次条から第18条までにおいて同じ。)に関する摂津市一般職の職員の給与に関する条例第28条第1項若しくは第6項又は附則第21項の規定の適用については、特定法人において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。

摂津市一般職の職員の給与に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案																								
<p>別表第 2(第 3 条関係)</p> <p>等級別基準職務表</p> <table border="1" data-bbox="264 600 1086 1158"> <thead> <tr> <th>職務の等級</th> <th>基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級</td> <td>定型的又は補助的な業務を行う職務</td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td>高度の知識、<u>技能</u>又は経験が必要とする業務を行う職務</td> </tr> <tr> <td>3 級</td> <td>副主査又は副主任の職務</td> </tr> <tr> <td>4 級</td> <td>(1) 係長、総括主査、<u>主査</u>又は主任の職務 (2) 市立認定こども園の副園長の職務</td> </tr> <tr> <td>5 級～9 級</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	職務の等級	基準となる職務	1 級	定型的又は補助的な業務を行う職務	2 級	高度の知識、 <u>技能</u> 又は経験が必要とする業務を行う職務	3 級	副主査又は副主任の職務	4 級	(1) 係長、総括主査、 <u>主査</u> 又は主任の職務 (2) 市立認定こども園の副園長の職務	5 級～9 級	略	<p>別表第 2(第 3 条関係)</p> <p>等級別基準職務表</p> <table border="1" data-bbox="1167 600 1989 1158"> <thead> <tr> <th>職務の等級</th> <th>基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級</td> <td>定型的な業務を行う職務</td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td>高度の知識又は経験が必要とする業務を行う職務</td> </tr> <tr> <td>3 級</td> <td>副主査の職務</td> </tr> <tr> <td>4 級</td> <td>(1) 係長、総括主査又は<u>主査</u>の職務 (2) 市立認定こども園の副園長の職務</td> </tr> <tr> <td>5 級～9 級</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	職務の等級	基準となる職務	1 級	定型的な業務を行う職務	2 級	高度の知識又は経験が必要とする業務を行う職務	3 級	副主査の職務	4 級	(1) 係長、総括主査又は <u>主査</u> の職務 (2) 市立認定こども園の副園長の職務	5 級～9 級	略
職務の等級	基準となる職務																								
1 級	定型的又は補助的な業務を行う職務																								
2 級	高度の知識、 <u>技能</u> 又は経験が必要とする業務を行う職務																								
3 級	副主査又は副主任の職務																								
4 級	(1) 係長、総括主査、 <u>主査</u> 又は主任の職務 (2) 市立認定こども園の副園長の職務																								
5 級～9 級	略																								
職務の等級	基準となる職務																								
1 級	定型的な業務を行う職務																								
2 級	高度の知識又は経験が必要とする業務を行う職務																								
3 級	副主査の職務																								
4 級	(1) 係長、総括主査又は <u>主査</u> の職務 (2) 市立認定こども園の副園長の職務																								
5 級～9 級	略																								

摂津市附属機関に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案														
<p>別表(第 2 条関係)</p> <p>1 市長の附属機関</p> <table border="1" data-bbox="264 571 1086 877"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担当事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>摂津市都市景観まちづくり審議会</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>摂津市史編さん委員会</td> <td><u>市史編さんについての調査審議に関する事務</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 略</p>	名称	担当事務	略	略	摂津市都市景観まちづくり審議会	略	摂津市史編さん委員会	<u>市史編さんについての調査審議に関する事務</u>	<p>別表(第 2 条関係)</p> <p>1 市長の附属機関</p> <table border="1" data-bbox="1167 571 1989 794"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担当事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>摂津市都市景観まちづくり審議会</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 略</p>	名称	担当事務	略	略	摂津市都市景観まちづくり審議会	略
名称	担当事務														
略	略														
摂津市都市景観まちづくり審議会	略														
摂津市史編さん委員会	<u>市史編さんについての調査審議に関する事務</u>														
名称	担当事務														
略	略														
摂津市都市景観まちづくり審議会	略														

摂津市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案																								
<p>別表(第 2 条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="266 550 770 609">区分</th> <th data-bbox="770 550 1084 609">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="266 609 770 670">略</td> <td data-bbox="770 609 1084 670">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="266 670 770 762">市街地再開発事業事業協力者選定委員会委員</td> <td data-bbox="770 670 1084 762">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="266 762 770 823"><u>市史編さん委員会委員長</u></td> <td data-bbox="770 762 1084 823">月額 <u>32,000 円</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="266 823 770 884"><u>市史編さん委員会委員</u></td> <td data-bbox="770 823 1084 884">月額 <u>27,000 円</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="266 884 770 976">地球温暖化対策地域計画推進協議会委員</td> <td data-bbox="770 884 1084 976">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="266 976 770 1037">略</td> <td data-bbox="770 976 1084 1037">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	略	略	市街地再開発事業事業協力者選定委員会委員	略	<u>市史編さん委員会委員長</u>	月額 <u>32,000 円</u>	<u>市史編さん委員会委員</u>	月額 <u>27,000 円</u>	地球温暖化対策地域計画推進協議会委員	略	略	略	<p>別表(第 2 条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1167 550 1671 609">区分</th> <th data-bbox="1671 550 1984 609">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1167 609 1671 670">略</td> <td data-bbox="1671 609 1984 670">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 670 1671 762">市街地再開発事業事業協力者選定委員会委員</td> <td data-bbox="1671 670 1984 762">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 762 1671 855">地球温暖化対策地域計画推進協議会委員</td> <td data-bbox="1671 762 1984 855">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 855 1671 916">略</td> <td data-bbox="1671 855 1984 916">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	略	略	市街地再開発事業事業協力者選定委員会委員	略	地球温暖化対策地域計画推進協議会委員	略	略	略
区分	報酬の額																								
略	略																								
市街地再開発事業事業協力者選定委員会委員	略																								
<u>市史編さん委員会委員長</u>	月額 <u>32,000 円</u>																								
<u>市史編さん委員会委員</u>	月額 <u>27,000 円</u>																								
地球温暖化対策地域計画推進協議会委員	略																								
略	略																								
区分	報酬の額																								
略	略																								
市街地再開発事業事業協力者選定委員会委員	略																								
地球温暖化対策地域計画推進協議会委員	略																								
略	略																								

摂津市行政手続条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(定義) 第2条 略 (1)～(4) 略 (5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<u>名あて人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。 ア 略 イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名あて人</u>としてされる処分 ウ <u>名あて人</u>となるべき者の同意の下にすることとされている処分 エ 略 (6)～(8) 略 (不利益処分をしようとする場合の手続)</p>	<p>(定義) 第2条 略 (1)～(4) 略 (5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<u>名宛人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。 ア 略 イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名宛人</u>としてされる処分 ウ <u>名宛人</u>となるべき者の同意の下にすることとされている処分 エ 略 (6)～(8) 略 (不利益処分をしようとする場合の手続)</p>

第 12 条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 略

ア 略

イ アに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ 略

(2) 略

2 略

(不利益処分の理由の提示)

第 13 条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 略

第 12 条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 略

ア 略

イ アに規定するもののほか、名宛人の資格又は地位を直接に剥奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ 略

(2) 略

2 略

(不利益処分の理由の提示)

第 13 条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名宛人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 略

(聴聞の通知の方式)

第 14 条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

2 略

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第 1 項の規定による通知を、その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を摂津市役所前の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(聴聞の通知の方式)

第 14 条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

2 略

3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第 1 項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を摂津市役所前の掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映

(代理人)

第 15 条 前条第 1 項の通知を受けた者(同条第 3 項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2～4 略

(続行期日の指定)

第 21 条 略

2 略

3 第 14 条第 3 項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第 3 項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から 2 週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から 2 週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する 2 回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるも

像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第 15 条 前条第 1 項の通知を受けた者(同条第 4 項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2～4 略

(続行期日の指定)

第 21 条 略

2 略

3 第 14 条第 3 項及び第 4 項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第 3 項及び第 4 項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき(同一の当事者又は参加人に対する 2 回目以降の通知にあっては、当該措置を開始した日の翌日)」と読み替えるものとする。

のとする。

(聴聞の再開)

第 24 条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第 3 項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第 21 条第 2 項本文及び第 3 項の規定は、この場合について準用する。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第 27 条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(3) 略

2 略

(聴聞に関する手続の準用)

第 28 条 第 14 条第 3 項、第 15 条並びに第 17 条第 1 項及び第 3 項の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第 14 条第 3 項中「第 1 項」とあるのは「第 27 条第 1 項」と、「同項第 3 号及び第 4 号」とあ

(聴聞の再開)

第 24 条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第 3 項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第 21 条第 2 項本文及び第 3 項の規定は、この場合について準用する。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第 27 条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(3) 略

2 略

(聴聞に関する手続の準用)

第 28 条 第 14 条第 3 項及び第 4 項、第 15 条並びに第 17 条第 1 項及び第 3 項の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第 14 条第 3 項中「第 1 項」とあるのは「第 27 条第 1 項」と、同条第 4 項中「第 1 項

るのは「同項第 3 号」と、第 15 条第 1 項中「前条第 1 項」とあるのは「第 27 条第 1 項」と、「同条第 3 項後段」とあるのは「第 28 条において準用する第 14 条第 3 項後段」と、第 17 条第 1 項中「当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下この条及び第 23 条第 3 項において「当事者等」という。)」とあるのは「当事者」と、「聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時」とあるのは「弁明の機会の付与の通知があった時から提出期限等」と、第 17 条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「第 28 条において準用する第 17 条第 1 項」と読み替えるものとする。

第 3 号及び第 4 号」とあるのは「第 27 条第 1 項第 3 号」と、第 15 条第 1 項中「前条第 1 項」とあるのは「第 27 条第 1 項」と、「同条第 4 項後段」とあるのは「第 28 条において準用する第 14 条第 4 項後段」と、第 17 条第 1 項中「当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下この条及び第 23 条第 3 項において「当事者等」という。)」とあるのは「当事者」と、「聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時」とあるのは「弁明の機会の付与の通知があった時から提出期限等」と、第 17 条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「第 28 条において準用する第 17 条第 1 項」と読み替えるものとする。

特別職の職員の退職手当に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p><u>特別職の職員の退職手当に関する条例</u></p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)</p> <p><u>4</u> 略 (教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)</p> <p><u>5</u> 略 (<u>撰津市</u>職員の退職手当に関する条例の一部改正)</p> <p><u>6</u> 略</p>	<p><u>撰津市特別職の職員の退職手当に関する</u> <u>条例</u></p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p><u>(令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 10 月 24 日までの間に</u> <u>おける市長及び副市長の退職手当の額の特例)</u></p> <p><u>4</u> <u>令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 10 月 24 日までの間に</u> <u>退職等をした市長及び副市長に対する第 3 条第 1 項の規定</u> <u>の適用については、同項第 1 号中「100 分の 40」とあり、</u> <u>及び同項第 2 号中「100 分の 25」とあるのは、「100 分の</u> <u>20」とする。</u></p> <p>(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)</p> <p><u>5</u> 略 (教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)</p> <p><u>6</u> 略 (<u>撰津市</u>職員の退職手当に関する条例の一部改正)</p> <p><u>7</u> 略</p>

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>附 則</p> <p>1～6 略</p> <p>（摂津市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>7 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条(第2号に係る部分に限る。)の規定による改正後の摂津市職員の退職手当に関する条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項(第1号に係る部分に限る。)並びに第17条第4項並びに摂津市職員の退職手当に関する条例第17条第3項(これらの規定を特別職の職員の退職手当に関する条例(平成5年摂津市条例第4号)第5条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。</p>	<p>附 則</p> <p>1～6 略</p> <p>（摂津市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>7 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条(第2号に係る部分に限る。)の規定による改正後の摂津市職員の退職手当に関する条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項(第1号に係る部分に限る。)並びに第17条第4項並びに摂津市職員の退職手当に関する条例第17条第3項(これらの規定を<u>摂津市特別職の職員の退職手当に関する条例(平成5年摂津市条例第4号)第5条</u>において準用する場合を含む。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。</p>

摂津市一般職の職員の給与に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(期末手当)</p> <p>第 23 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 127.5</u>」とあるのは、「<u>100 分の 72.5</u>」とする。</p> <p>4 特定任期付職員に対する第 2 項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 127.5</u>」とあるのは、「<u>100 分の 97.5</u>」とする。</p> <p>5～8 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第 24 条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 23 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 126.25</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 126.25</u>」とあるのは、「<u>100 分の 71.25</u>」とする。</p> <p>4 特定任期付職員に対する第 2 項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 126.25</u>」とあるのは、「<u>100 分の 96.25</u>」とする。</p> <p>5～8 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第 24 条 略</p> <p>2 略</p>

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 107.5 を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 52.5 を乗じて得た額の総額
- (3) 前項の職員のうち特定任期付職員 当該特定任期付職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 90 を乗じて得た額の総額

3～6 略

(通勤手当)

第 26 条の 2 略

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この項及び次項において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項及び次項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩によ

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 106.25 を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 51.25 を乗じて得た額の総額
- (3) 前項の職員のうち特定任期付職員 当該特定任期付職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 88.75 を乗じて得た額の総額

3～6 略

(通勤手当)

第 26 条の 2 略

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この条において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項及び次項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤

り通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2)・(3) 略

2 略

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「1か月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた

するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2)・(3) 略

2 略

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(第4項において「運賃等相当額」という。)

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じた規則で定める額(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定

額)

ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員
2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29,100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル

める割合を乗じて得た額を減じた額)

ル未満である職員 32,300 円

シ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員 35,500 円

ス 使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員 38,700 円

- (3) 前項第 3 号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前 2 号に定める額(1 か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が 55,000 円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第 1 号に定める額又は前号に定める額

- (3) 前項第 3 号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前 2 号に定める額、第 1 号に定める額又は前号に定める額

3 第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第 1 号及び第 7 項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、

3 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間)に係る最初の月の規則で定める日に支給する。

4 略

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1か月)をいう。

6 略

5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

5 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間)に係る最初の月(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月)の規則で定める日に支給する。

6 略

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間(自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、1か月)をいう。

8 略

摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(期末手当)</p> <p>第 16 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間における当該会計年度任用職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第 16 条の 2 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 107.5</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3・4 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 16 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 126.25</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間における当該会計年度任用職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第 16 条の 2 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 106.25</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3・4 略</p>

(通勤手当等)

第18条 略

(1) 略

(2) 通勤のため自動車、自転車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下この項及び次項において「自動車等」という。)を使用することを常例とする会計年度任用職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である会計年度任用職員以外の会計年度任用職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる会計年度任用職員を除く。)

(3) 略

2 略

(1) 前項第1号に掲げる会計年度任用職員 規則で定めるところにより算出した当該会計年度任用職員の1か月の通勤に要する運賃等の額に相当する額(その額が55,000円を超えるときは、55,000円)

(2) 前項第2号に掲げる会計年度任用職員 次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、1か月につき、それぞれ次に定める額(パートタイム会計年度任用職員のうち、1か月当たりの通勤回数を考慮して規則で定めるものにあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(通勤手当等)

第18条 略

(1) 略

(2) 通勤のため自動車、自転車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下この項から第3項までにおいて「自動車等」という。)を使用することを常例とする会計年度任用職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である会計年度任用職員以外の会計年度任用職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる会計年度任用職員を除く。)

(3) 略

2 略

(1) 前項第1号に掲げる会計年度任用職員 規則で定めるところにより算出した当該会計年度任用職員の1か月の通勤に要する運賃等の額に相当する額(第4項において「運賃等相当額」という。)

(2) 前項第2号に掲げる会計年度任用職員 1か月につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額(パートタイム会計年度任用職員のうち、1か月当たりの通勤回数を考慮して規則で定めるものにあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

- ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道 5 キロメートル未満である会計年度任用職員 2,000 円
- イ 使用距離が片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満である会計年度任用職員 4,200 円
- ウ 使用距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である会計年度任用職員 7,300 円
- エ 使用距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満である会計年度任用職員 10,400 円
- オ 使用距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満である会計年度任用職員 13,500 円
- カ 使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である会計年度任用職員 16,600 円
- キ 使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満である会計年度任用職員 19,700 円
- ク 使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である会計年度任用職員 22,800 円
- ケ 使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である会計年度任用職員 25,900 円
- コ 使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である会計年度任用職員 29,100 円
- サ 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である会計年度任用職員 32,300 円

シ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である会計年度任用職員 35,500 円

ス 使用距離が片道 60 キロメートル以上である会計年度任用職員 38,700 円

- (3) 前項第 3 号に掲げる会計年度任用職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、第 1 号に定める額及び前号に定める額の合計額(その額が 55,000 円を超えるときは、55,000 円)、第 1 号に定める額又は前号に定める額

- (3) 前項第 3 号に掲げる会計年度任用職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、第 1 号に定める額及び前号に定める額の合計額、第 1 号に定める額又は前号に定める額

3 第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第 1 号において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 1 か月につき、5,000 円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 運賃等相当額(交通機関等が 2 以上ある場合においては、

3 前2項に定めるもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

その合計額)、第2項第2号に定める額及び前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、150,000円とする。

5 前各項に定めるもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

摂津市特別職の職員の給与に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(期末手当) 第7条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(離職した職員にあっては、離職した日現在)における期末手当基礎額(それぞれの職員の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額)に<u>100分の207.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて摂津市一般職の職員の給与に関する条例第23条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当) 第7条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(離職した職員にあっては、離職した日現在)における期末手当基礎額(それぞれの職員の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額)に<u>100分の205</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて摂津市一般職の職員の給与に関する条例第23条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>

摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(期末手当) 第7条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(離職した者にあつては、離職した日現在)における期末手当基礎額(それぞれの議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に 100 分の 20 を乗じて得た額を加算した額)に <u>100 分の 207.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(期末手当) 第7条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(離職した者にあつては、離職した日現在)における期末手当基礎額(それぞれの議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に 100 分の 20 を乗じて得た額を加算した額)に <u>100 分の 205</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

摂津市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行				改 正 案			
別表(第 2 条、第 3 条関係)				別表(第 2 条、第 3 条関係)			
番号	種類	支給対象職員	支給限度額	番号	種類	支給対象職員	支給限度額
1～5	略	略	略	1～5	略	略	略
6	年末年始勤務手当	12月29日から翌年の1月3日までの間に勤務した職員	日額 平均時間外勤務手当単価の4時間分	6	社会福祉事務従事手当	略	略
7	社会福祉事務従事手当	略	略				

摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(職員)</p> <p>第 11 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) 保育士(国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号)第 12 条の 5 第 2 項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。)の資格を有する者</p> <p>(2)～(10) 略</p> <p>4・5 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第 11 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) 保育士(<u>大阪府の区域に係る法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士及び大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 29 号)附則第 15 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第 12 条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号)第 12 条の 5 第 2 項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。)</u>の資格を有する者</p> <p>(2)～(10) 略</p> <p>4・5 略</p>

摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(職員)</p> <p>第 24 条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士(国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号)第 12 条の 5 第 2 項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。次号、第 30 条第 3 項、第 32 条第 3 項、第 45 条第 3 項及び第 48 条第 3 項を除き、以下同じ。)</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第 24 条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士(<u>大阪府の区域に係る法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士及び大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 29 号)附則第 15 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第 12 条の規定による改正前の</u>国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号)第 12 条の 5 第 2 項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。次号、第 30 条第 3 項、第 32 条第 3 項、第 45 条第 3 項及び第 48 条第 3 項を除き、以下同じ。)</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p>

摂津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(職員の一般的要件)</p> <p>第 10 条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けたものでなければならない。</p> <p>(職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第 11 条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第 14 条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第 33 条の 10 第 1 項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(職員の一般的要件)</p> <p>第 10 条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けたものでなければならない。</p> <p>(職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第 11 条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第 14 条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第 33 条の 10 第 1 項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

(運営規程)

第 17 条 略

(1)～(5) 略

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項

(8)～(11) 略

(秘密保持等)

第 19 条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その職務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 略

(乳児等通園支援事業の区分)

第 21 条 略

2 略

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。))第 2 条第 6 項に規定する認定こ

(運営規程)

第 17 条 略

(1)～(5) 略

(6) 利用定員

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項

(8)～(11) 略

(秘密保持等)

第 19 条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その職務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 略

(乳児等通園支援事業の区分)

第 21 条 略

2 略

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。))第 2 条第 6 項に規定する認定こ

ども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(職員)

第 23 条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士(国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号)第 12 条の 5 第 2 項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下この条において同じ。)その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。

ども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員(子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 27 条第 1 項又は第 29 条第 1 項の確認において定める利用定員をいう。)の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(職員)

第 23 条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士(大阪府の区域に係る法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士及び大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 29 号)附則第 15 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第 12 条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号)第 12 条の 5 第 2 項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下この条において同じ。)その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。

2・3 略

(設備及び職員の基準)

第26条 略

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
(保育所に係るものに限る。)
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)

2・3 略

(設備及び職員の基準の特例)

第23条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

(設備及び職員の基準)

第26条 略

- (1) 保育所 大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年大阪府条例第103号)(保育所に係るものに限る。)
- (2) 認定こども園 大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例(平成18年大阪府条例第88号)
- (3) 家庭的保育事業等を行う事業所 摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年摂津市条例第24号)(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)

(準用)

第 27 条 第 24 条及び第 25 条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、これらの規定中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは、「余裕活用型乳児等通園支援事業」と読み替えるものとする。

(電磁的記録)

第 28 条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(準用)

第 27 条 第 24 条及び第 25 条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

(電磁的記録)

第 28 条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

摂津市国民健康保険条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>目次</p> <p>第 1 章～第 4 章 略</p> <p>第 5 章 保険料(第 11 条—<u>第 25 条</u>)</p> <p>第 6 章 雑則(<u>第 26 条</u>)</p> <p>第 7 章 罰則(<u>第 27 条—第 30 条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(保険料の賦課額)</p> <p>第 12 条 保険料の賦課額は、<u>世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和 33 年政令第 362 号。以下「令」という。)</u>第 29 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)<u>及び後期高齢者支援金等賦課額(同項第 2 号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)</u>並びに<u>介護納付金賦課被保険者(同項第 3 号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)</u>につき算定した<u>介護納付金賦課額(同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)</u>の合算額とする。</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章～第 4 章 略</p> <p>第 5 章 保険料(第 11 条—<u>第 28 条</u>)</p> <p>第 6 章 雑則(<u>第 29 条</u>)</p> <p>第 7 章 罰則(<u>第 30 条—第 33 条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(保険料の賦課額)</p> <p>第 12 条 保険料の賦課額は、<u>次に掲げる額の合算額とする。</u></p> <p>(1) <u>世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎</u></p>

(基礎賦課総額)

第 12 条の 2 保険料の賦課額のうち基礎賦課額(第 20 条第 1 項、第 20 条の 3 第 1 項及び第 2 項並びに第 20 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

賦課額(国民健康保険法施行令(昭和 33 年政令第 362 号。以下「令」という。)第 29 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)

(2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額(令第 29 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)

(3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者(令第 29 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)

(4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額(令第 29 条の 7 第 1 項第 4 号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。)

(基礎賦課総額)

第 12 条の 2 保険料の賦課額のうち基礎賦課額(第 20 条、第 20 条の 3 及び第 20 条の 4 の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 略

ア 略

イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第 7 条の規定により読み替えられた法第 75 条の 7 第 1 項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下同じ。)の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)並びに介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ～オ 略

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)を除く。)

(1) 略

ア 略

イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第 7 条の規定により読み替えられた法第 75 条の 7 第 1 項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下同じ。)の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)並びに子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の規定による納付金(以下「子ども・子育て支援納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ～オ 略

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)を除く。)

(2) 略

ア 略

イ 法附則第 7 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び法附則第 7 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ・エ 略

(後期高齢者支援金等賦課総額)

第 15 条の 3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第 20 条第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項、第 20 条の 3 第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項及び第 2 項並びに第 20 条の 4 第 4 項において読み替えて準用する同条第 1 項及び第 2 項の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額は、第 1

(2) 略

ア 略

イ 法附則第 7 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び法附則第 7 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ・エ 略

(後期高齢者支援金等賦課総額)

第 15 条の 3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第 20 条、第 20 条の 3 及び第 20 条の 4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1)・(2) 略

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第 15 条の 5 の 2 略

(1)・(2) 略

(3) 略

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額

イ・ウ 略

2・3 略

(介護納付金賦課総額)

第 15 条の 6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第 20 条第 4 項において読み替えて準用する同条第 1 項並びに第 20 条の 4 第 5 項において読み替えて準用する同条第 1 項及び第 2 項の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した

(1)・(2) 略

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第 15 条の 5 の 2 略

(1)・(2) 略

(3) 略

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額

イ・ウ 略

2・3 略

(介護納付金賦課総額)

第 15 条の 6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第 20 条及び第 20 条の 4 の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

額とする。

(1)・(2) 略

(1)・(2) 略

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第 15 条の 11 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第 20 条及び第 20 条の 3 から第 20 条の 5 までの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

イ 第 20 条の 5 の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第 7 条の規定により読み替えられた法第 75

条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)
及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための
収入(法第 72 条の 3 第 1 項、第 72 条の 3 の 2 第 1 項及び第 72 条の 3 の 3 第 1 項の規定による繰入金を除く。)の額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第 15 条の 12 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する 18 歳以上被保険者(令第 29 条の 7 第 5 項第 3 号に規定する 18 歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した 18 歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。この場合において、当該額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第 15 条の 13 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日

の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第15条の14 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における所得割の率

(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

(3) 18歳以上被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における18歳以上被保険者均等割の額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、当該保険料率について速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第15条の15 第15条の12の子ども・子育て支援納付金

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第 18 条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、若しくは 1 世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、又は 1 世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった若しくは令第 29 条の 7 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第 13 条若しくは第 15 条の 4 の額(被保険者数が増加し、若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)、第 15 条の 7 の額、第 20 条第 1 項各号(同条第 3 項又は第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第 20 条の 3 第 1 項(同条第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する第 15 条第 1 項第 2 号の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ 10 分の 5 を乗じて得

賦課額は、各年度の保険料の賦課期日の前日において施行されていた令第 29 条の 7 第 5 項第 10 号に規定する額を超えることができない。

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第 18 条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、若しくは 1 世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、又は 1 世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった若しくは令第 29 条の 7 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第 13 条、第 15 条の 4 若しくは第 15 条の 12 の額(被保険者数が増加し、若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)、第 15 条の 7 の額、第 20 条第 1 項各号(同条第 3 項又は第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第 5 項各号に定める額、第 20 条の 3 第 1 項(同条第 2 項又は第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する額、同条第 4 項(同条第 5 項

た額、第 20 条の 3 第 2 項第 1 号(同条第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に規定する額、第 20 条の 4 第 1 項各号(同条第 4 項又は第 5 項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に規定する額又は同条第 2 項各号(同条第 4 項又は第 5 項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に規定する額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、若しくは被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第 6 条第 1 号から第 8 号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)又は 1 世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第 13 条若しくは第 15 条の 4 の額、第 15 条の 7 の額、第 20 条第 1 項各号に定める額、第 20 条の 3 第 1 項に規定する第 15 条第 1 項第 2 号の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ 10 分の 5 を乗じて得た額、第 20 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する額、第 20 条の 4 第 1 項各号に規定する額又は同条第 2 項各号に規定する額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第 6 条第 1 号から第 8 号までの規定のいずれかに該当

又は第 6 項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に規定する額、第 20 条の 4 第 1 項各号(同条第 3 項から第 5 項までにおいて読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に規定する額、同条第 6 項各号(同条第 8 項から第 10 項までにおいて読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に規定する額又は第 20 条の 5 第 1 項に規定する額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、若しくは被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第 6 条第 1 号から第 8 号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)又は 1 世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第 13 条、第 15 条の 4、第 15 条の 7 若しくは第 15 条の 12 の額、第 20 条第 1 項各号に定める額、同条第 5 項各号に定める額、第 20 条の 3 第 1 項に規定する額、同条第 4 項に規定する額、第 20 条の 4 第 1 項各号に規定する額、同条第 6 項各号に定める額又は第 20 条の 5 第 1 項に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第 6 条第 1 号から第 8 号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合におい

したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第20条 略

(1) 世帯主並びに当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般

ては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第20条 略

(1) 世帯主並びに当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般

株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35 条の 3 第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 35 条の 3 第 13 項若しくは第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等の額、同条第 4 項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額及び同条第 12 項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第 3 号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第 1 項に規定する給与等の収入

株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35 条の 3 第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 35 条の 3 第 13 項若しくは第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等の額、同条第 4 項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額及び同条第 12 項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第 3 号並びに第 5 項において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第 1 項に規定する給

金額が 550,000 円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 600,000 円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 1,100,000 円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第 3 号において「給与所得者等の数」という。)が 2 以上の場合にあつては、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 100,000 円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額(世帯

与等の収入金額が 550,000 円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 600,000 円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 1,100,000 円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第 3 号並びに第 5 項において「給与所得者等の数」という。)が 2 以上の場合にあつては、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 100,000 円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額(世帯

主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 100,000 円を乗じて得た金額を加えた金額)に、令第 29 条の 7 第 5 項第 3 号ロの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることとされた金額に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

- (3) 第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 100,000 円を乗じて得た金額を加えた金額)に、令第 29 条の 7 第 5 項第 3 号ハの規定において当該

主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 100,000 円を乗じて得た金額を加えた金額)に、令第 29 条の 7 第 6 項第 3 号ロの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることとされた金額に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

- (3) 第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 100,000 円を乗じて得た金額を加えた金額)に、令第 29 条の 7 第 6 項第 3 号ハの規定において当該

世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることとされた金額に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

2～4 略

世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることとされた金額に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

2～4 略

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第15条の12の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第15条の15に規定する賦課限度額を超える場合には、当該賦課限度額)とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合

にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に令第29条の7第6項第3号ロの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者

の数の合計数に乗じることとされた金額に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数に乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の 18 歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数に乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に 10 分の 5 を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の 18 歳以上被保険者均等割の保険料率に 10 分の 5 を乗じて得た額

(3) 第 1 項第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数

から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に令第29条の7第6項第3号ハの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされた金額に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

6 第15条の14第2項の規定は、前項第1号ア及びイ、第2号ア及びイ並びに第3号ア及びイに規定する額の決定に

(特例対象被保険者等に係る特例)

第 20 条の 2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第 14 条第 1 項及び前条第 1 項の規定の適用については、第 14 条第 1 項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第 18 条第 1 項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第 2 項の規定により計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「所得の金額(同法」とあるのは「所得の金額(地方税法」と、前条第 1 項第 1 号中「総所得金額(」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第 2 項の規定により計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとし、)」と、「については、同法」とあるのは「については、地方税法」と、「所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)」とあるのは「所得税法」とする。

ついて準用する。この場合において、同条第 2 項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

(特例対象被保険者等に係る特例)

第 20 条の 2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第 14 条第 1 項、第 15 条の 5、第 15 条の 8 及び第 15 条の 13 並びに前条第 1 項(同条第 3 項又は第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。)及び同条第 5 項の規定の適用については、第 14 条第 1 項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第 18 条第 1 項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第 2 項の規定により計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「所得の金額(同法」とあるのは「所得の金額(地方税法」と、前条第 1 項第 1 号中「総所得金額(」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第 2 項の規定により計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとし、)」と、「については、同法」とあるのは「つ

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第 20 条の 3 当該年度において、その世帯に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、次項に規定する場合を除き、第 15 条第 1 項第 2 号の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率にそれぞれ 10 分の 5 を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)を控除して得た額とする。

いては、地方税法」と、「所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)」とあるのは「所得税法」とする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第 20 条の 3 当該年度において、その世帯に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第 4 項に規定する場合を除き、第 15 条第 1 項第 2 号の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率にそれぞれ 10 分の 5 を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)を控除して得た額とする。

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 15 条第 1 項第 2 号」とあるのは「第 15 条の 5 の 2 第 1 項第 2 号」と読み替えるものとする。

3 第 1 項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第 15 条第 1 項第 2 号」とあるのは「第 15 条の 14 第 1 項第 2 号」と読み替えるものとする。

2 当該年度において、第 20 条第 1 項の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1)・(2) 略

3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、これらの規定中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 15 条第 1 項第 2 号」とあるのは「第 15 条の 5 の 2 第 1 項第 2 号」と、前項中「第 20 条第 1 項の」とあるのは「第 20 条第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項の」と、同項第 1 号中「第 20 条第 1 項各号」とあるのは「第 20 条第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項各号」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

4 当該年度において、第 20 条の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1)・(2) 略

5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、同項第 1 号中「第 15 条第 1 項第 2 号」とあるのは「第 15 条の 5 の 2 第 1 項第 2 号」と、「第 20 条第 1 項各号」とあるのは「第 20 条第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項各号」と読み替えるものとする。

6 第 4 項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、同項第 1 号中「第 15 条第 1 項第 2 号」とあるのは「第 15 条の 14 第 1 項第 2 号」と、「第 20 条第 1 項各号」とあるのは「第 20 条第 5 項各号」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第 20 条の 4 当該年度において、世帯に出産被保険者(令第 29 条の 7 第 5 項第 8 号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、次項に規定する場合を除き、第 13 条の基礎賦課額から次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が第 15 条の 2 に規定する賦課限度額を超える場合には、当該賦課限度額)とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に 12 分の 1 を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則(昭和 33 年厚生省令第 53 号)第 32 条の 10 の 2 各号に掲げる場合には、出産の日。第 20 条の 7 第 3 号において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3 月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 略

第 20 条の 4 当該年度において、世帯に出産被保険者(令第 29 条の 7 第 6 項第 8 号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 6 項に規定する場合を除き、第 13 条の基礎賦課額から次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が第 15 条の 2 に規定する賦課限度額を超える場合には、当該賦課限度額)とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に 12 分の 1 を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則(昭和 33 年厚生省令第 53 号)第 32 条の 10 の 3 各号に掲げる場合には、出産の日。第 28 条第 3 号において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3 月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 略

2 第 15 条第 2 項の規定は、前項各号に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第 2 項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額につ

いて準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 13 条」とあるのは「第 15 条の 4」と、「第 15 条の 2」とあるのは「第 15 条の 5 の 3」と、前項中「第 15 条第 2 項」とあるのは「第 15 条の 5 の 2 第 2 項」と読み替えるものとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 13 条」とあるのは「第 15 条の 7」と、「第 15 条の 2」とあるのは「第 15 条の 10」と、第 2 項中「第 15 条第 2 項」とあるのは「第 15 条の 9 第 2 項」と読み替えるものとする。

5 第 1 項及び第 2 項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第 13 条」とあるのは「第 15 条の 12」と、「第 15 条の 2」とあるのは「第 15 条の 15」と、同項第 2 号中「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び 18 歳以上被保険者均等割」と、第 2 項中「第 15 条第 2 項」とあるのは「第 15 条の 14 第 2 項」と読み替

2 当該年度において、第 20 条第 1 項の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第 13 条の基礎賦課額から次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が第 15 条の 2 に規定する賦課限度額を超える場合には、当該賦課限度額)とする。

(1)・(2) 略

3 第 15 条第 2 項の規定は、第 1 項各号及び前項各号に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第 2 項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

4 前 3 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項及び第 2 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 13 条」とあるのは「第 15 条の 4」と、「第 15 条の 2」とあるのは「第 15 条の 5 の 3」と、前項中「第 15 条第 2 項」とあるのは「第 15 条の 5 の 2 第 2 項」と読み替えるものとする。

5 第 1 項から第 3 項までの規定は、介護納付金賦課額の減

えるものとする。

6 当該年度において、第 20 条の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第 13 条の基礎賦課額から次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が第 15 条の 2 に規定する賦課限度額を超える場合には、当該賦課限度額)とする。

(1)・(2) 略

7 第 15 条第 2 項の規定は、前項各号に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第 2 項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

8 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 6 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 13 条」とあるのは「第 15 条の 4」と、「第 15 条の 2」とあるのは「第 15 条の 5 の 3」と、同項第 2 号中「第 20 条第 1 項各号」とあるのは「第 20 条第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項各号」と、前項中「第 15 条第 2 項」とあるのは「第 15 条の 5 の 2 第 2 項」と読み替えるものとする。

9 第 6 項及び第 7 項の規定は、介護納付金賦課額の減額に

額について準用する。この場合において、第 1 項及び第 2 項中「がある場合」とあるのは「(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)がある場合」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 13 条」とあるのは「第 15 条の 7」と、「第 15 条の 2」とあるのは「第 15 条の 10」と、第 3 項中「第 15 条第 2 項」とあるのは「第 15 条の 9 第 2 項」と読み替えるものとする。

(保険料に関する申告)

第 20 条の 5 保険料の納付義務者は、市長が別に定める日

ついて準用する。この場合において、第 6 項中「がある場合」とあるのは「(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)がある場合」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 13 条」とあるのは「第 15 条の 7」と、「第 15 条の 2」とあるのは「第 15 条の 10」と、同項第 2 号中「第 20 条第 1 項各号」とあるのは「第 20 条第 4 項において読み替えて準用する同条第 1 項各号」と、第 7 項中「第 15 条第 2 項」とあるのは「第 15 条の 9 第 2 項」と読み替えるものとする。

10 第 6 項及び第 7 項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 6 項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第 13 条」とあるのは「第 15 条の 12」と、「第 15 条の 2」とあるのは「第 15 条の 15」と、同項第 2 号中「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び 18 歳以上被保険者均等割」と、「第 20 条第 1 項各号」とあるのは「第 20 条第 5 項各号」と、第 7 項中「第 15 条第 2 項」とあるのは「第 15 条の 14 第 2 項」と読み替えるものとする。

(18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第 20 条の 5 当該年度において、その世帯に 18 歳に達す

までに当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の前年中の所得につき地方税法第 317 条の 2 第 1 項の申告書が市長に提出されている場合又は当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者が同項ただし書に規定する者(同項ただし書の条例で定める者を除く。)である場合においては、この限りでない。

(特例対象被保険者等に係る届出)

第 20 条の 6 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 特例対象被保険者等の氏名
- (3) 離職の年月日
- (4) 離職の理由

る日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者(以下「18 歳未満被保険者」という。)がある場合における当該 18 歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第 15 条の 14 の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額(第 20 条第 5 項、第 20 条の 3 第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項、同条第 6 項において読み替えて準用する同条第 4 項又は前条第 5 項において読み替えて準用する同条第 1 項、同条第 10 項において読み替えて準用する同条第 6 項の規定により当該 18 歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額)から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

(出産被保険者に関する届出)

第 20 条の 7 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。ただし、市長は、当該届出により明らかにすべき事項を公簿等によって確認することができるときは、これを省略させることができる。

(1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(徴収猶予)

第 24 条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6 か月以内の期間

(徴収猶予)

第 24 条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6 か月(急患等とし

を限って徴収を猶予することができる。

(1)～(4) 略

て保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長 1 年)以内の期間を限って徴収を猶予することができる。

(1)～(4) 略

(保険料に関する申告)

第 26 条 保険料の納付義務者は、市長が別に定める日までに当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の前年中の所得につき地方税法第 317 条の 2 第 1 項の申告書が市長に提出されている場合又は当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者が同項ただし書に規定する者(同項ただし書の条例で定める者を除く。)である場合においては、この限りでない。

(特例対象被保険者等に係る届出)

第 27 条 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 特例対象被保険者等の氏名

(規則への委任)

第26条 略

第27条 略

(3) 離職の年月日

(4) 離職の理由

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

(出産被保険者に関する届出)

第28条 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。ただし、市長は、当該届出により明らかにすべき事項を公簿等によって確認することができるときは、これを省略させることができる。

(1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(規則への委任)

第29条 略

第30条 略

第 28 条 略

第 29 条 略

第 30 条 略

第 31 条 略

第 32 条 略

第 33 条 略

摂津市介護保険条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
	<p>附 則</p> <p><u>(令和 8 年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)</u></p> <p><u>第 14 条 第 1 号被保険者(令和 8 年度分の保険料の賦課期日において市の区域内に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市の区域内に住所を有する者(同法第 294 条第 3 項の規定により市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。))に限る。以下この条及び次条第 1 項において同じ。))のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等(所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等をいう。以下同じ。))の収入金額が 55 万 1,000 円以上 65 万 1,000 円未満である者に限る。))の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 4 条第 1 項(第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 10 号ア、第 11 号ア、第 12 号ア、第 13 号ア、第 14 号ア、第 15 号ア及び第 16 号アに係る部分に限る。))の規定の適用について</u></p>

は、同項第 6 号ア中「租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第 2 項の規定によって計算した金額に令和 7 年中の同条第 1 項に規定する給与等の収入金額から 55 万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)による特別控除の適用がある場合」とする。

2 第 1 号被保険者のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が 65 万 1,000 円以上 161 万 9,000 円未満である者に限る。)の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 4 条第 1 項(第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 10 号ア、第 11 号ア、第 12 号ア、第 13 号ア、第 14 号ア、第 15 号ア及び第 16 号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第 6 号ア中「租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合」とあるのは、「当該合計

所得金額に所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第 2 項の規定によって計算した金額に 10 万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合」とする。

3 第 1 号被保険者のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が 161 万 9,000 円以上 190 万円未満である者に限る。)の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 4 条第 1 項(第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 10 号ア、第 11 号ア、第 12 号ア、第 13 号ア、第 14 号ア、第 15 号ア及び第 16 号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第 6 号ア中「租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第 2 項の規定によって計算した金額に 65 万円から令和 7 年給与所得控除額(令和 7 年中の所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 13 号)第 1 条の規定による改正前の所得税法別表第 5 の給与等の金

額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合」とする。

(令和 8 年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

第 15 条 第 1 号被保険者の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 4 条第 1 項の規定の適用については、当該第 1 号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第 1 号に掲げる者に該当し、かつ、第 2 号又は第 3 号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和 8 年度分の保険料の賦課期日において市の区域内に住所を有しない者を除く。)であって、令和 8 年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市の区域内に住所を有するもの(同法第 294 条第 3 項の規定により市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)

(2) 地方税法第 295 条第 1 項第 2 号に掲げる者に該当し、かつ、令和 8 年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場

合のいずれかに該当するもの

ア 令和 7 年中の給与等の収入金額が 55 万 1,000 円以上 65 万 1,000 円未満であり、かつ、135 万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から 55 万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和 7 年中の給与等の収入金額が 65 万 1,000 円以上 161 万 9,000 円未満であり、かつ、135 万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が 10 万円以下である場合

ウ 令和 7 年中の給与等の収入金額が 161 万 9,000 円以上 190 万円未満であり、かつ、135 万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65 万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 13 号)第 1 条の規定による改正前の所得税法別表第 5(以下「別表第 5」という。)の給与等の金額として、別表第 5 により当該金額に応じて求めた別表第 5 の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第 295 条第 1 項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和 8 年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場

合のいずれかに該当するもの

ア 令和 7 年中の給与等の収入金額が 55 万 1,000 円以上 65 万 1,000 円未満であり、かつ、摂津市税条例(平成 16 年摂津市条例第 29 号)第 15 条第 2 項に定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から 55 万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和 7 年中の給与等の収入金額が 65 万 1,000 円以上 161 万 9,000 円未満であり、かつ、摂津市税条例第 15 条第 2 項に定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が 10 万円以下である場合

ウ 令和 7 年中の給与等の収入金額が 161 万 9,000 円以上 190 万円未満であり、かつ、摂津市税条例第 15 条第 2 項に定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65 万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第 5 の給与等の金額として、別表第 5 により当該金額に応じて求めた別表第 5 の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第 1 号被保険者の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 4 条第 1 項の規定の適用については、当該第 1 号被保険者が前項第 1 号に掲げる者に該当し、かつ、同項第 2 号又は第 3 号に掲げる者のいずれかに該当するとき

は、当該第 1 号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されているものとみなす。

(令和 8 年度における保険料の減免の特例)

第 16 条 令和 8 年度分の保険料に限り、市長は、特に必要があると認められる者に対し、市長の定めるところにより職権で保険料を減額し、又は免除することができる。

摂津市企業立地等促進条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 事業所 事業者がその事業の用に直接供する施設をいう。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 取得価額の合計額が<u>3,000万円</u>以上の償却資産(特例償却資産を除く。)を取得してその事業の用に供すること。</p> <p><u>(奨励措置対象事業者の指定)</u></p> <p>第3条 市長は、<u>奨励対象地域において企業立地等を行う事業者を、次条の奨励措置の対象となる事業者として指定</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 事業所 事業者がその事業の用に直接供する施設をいう。<u>ただし、正雀下水処理場跡地まちづくり基本計画の対象となる地域においては、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第2号に規定する特殊建築物に該当する施設を除く。</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 取得価額の合計額が<u>1,000万円</u>以上の償却資産(特例償却資産を除く。)を取得してその事業の用に供すること。</p>

することができる。

2 前項の指定を受けようとする事業者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、第1項の指定に当たっては、必要な条件を付することができる。

(指定事業者の責務)

第3条の2 前条第1項の規定による指定を受けた事業者(以下「指定事業者」という。)は、市内における産業の振興、雇用機会の増大その他経済の活性化に関する市の施策に協力しなければならない。

(奨励措置)

第4条 市長は、指定事業者に対して、当該指定を受けた日(新設等を行う場合にあつては、当該新設等に係る事業所において操業を開始した日)以後、企業立地等により取得した固定資産に係る固定資産税が当該指定事業者に最初に課される年度から起算して5年度の間について、予算の範囲内で奨励金を交付することができる。

2 一の指定事業者に対する一の年度の奨励金の額は、当該指定事業者が企業立地等により取得した固定資産に係る当該年度の固定資産税の額に相当する額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、その額が1億円を超える場合は、

(奨励措置)

第3条 市長は、奨励対象地域において企業立地等を行った事業者(以下「企業立地等事業者」という。)に対して、企業立地等により取得した固定資産に係る固定資産税が当該企業立地等事業者に最初に課される年度から起算して3年度の間について、予算の範囲内で奨励金を交付することができる。

2 一の企業立地等事業者に対する一の年度の奨励金の額は、当該企業立地等事業者が企業立地等により取得した固定資産に係る当該年度の固定資産税の額に相当する額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、その額が5,000

1億円とする。

3 略

(交付申請)

第5条 指定事業者は、奨励金の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第6条 略

(奨励金の交付)

第7条 前条第1項の規定により奨励金を交付する旨の決定(以下「交付決定」という。)を受けた指定事業者は、規則で定めるところにより、市長に対し奨励金の交付を請求することができる。

万円を超える場合は、5,000万円とする。

3 略

(交付申請)

第4条 奨励金の交付を受けようとする企業立地等事業者は、固定資産税が課される年度ごとに、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第5条 略

(交付決定を受けた企業立地等事業者の責務)

第6条 前条第1項の規定により奨励金を交付する旨の決定(以下「交付決定」という。)を受けた企業立地等事業者は、市内における産業の振興、雇用機会の増大その他経済の活性化に関する市の施策に協力しなければならない。

(奨励金の交付)

第7条 交付決定を受けた企業立地等事業者は、規則で定めるところにより、市長に対し奨励金の交付を請求することができる。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに、当該請求をした指定事業者に対し奨励金を交付するものとする。

(申請事項の変更等の届出)

第 8 条 指定事業者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 第 3 条第 2 項の申請の内容に変更が生じたとき。

(2) 略

(3) 第 4 条第 1 項に規定する期間内に企業立地等に係る事業所における事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。

(指定及び交付決定の取消し)

第 9 条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定及び交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第 3 条第 3 項又は第 6 条第 2 項の条件に違反したとき。

(2) 前条第 3 号に該当することとなったとき。

(3)・(4) 略

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに、当該請求をした企業立地等事業者に対し奨励金を交付するものとする。

(申請事項の変更等の届出)

第 8 条 交付決定を受けた企業立地等事業者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 略

(2) 第 3 条第 1 項に規定する期間内に企業立地等に係る事業所における事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。

(交付決定の取消し)

第 9 条 市長は、交付決定を受けた企業立地等事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第 5 条第 2 項の条件に違反したとき。

(2) 前条第 2 号に該当することとなったとき。

(3)・(4) 略

(地位の承継)

第 11 条 譲渡、合併、分割その他の理由により指定事業者の事業を承継した事業者は、市長の承認を得て、当該指定事業者の地位を承継することができる。

(調査及び報告)

第 12 条 市長は、交付決定を受けた指定事業者に対し、必要に応じて調査を行い、又は報告を求めることができる。

附 則

1 略

(この条例の失効)

- 2 この条例は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例の失効の際現に第 3 条の規定により指定事業者として市長の指定を受けた事業者(第 11 条の規定により指定事業者の地位を承継した者を含む。)については、この条例は、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(地位の承継)

第 11 条 譲渡、合併、分割その他の理由により交付決定を受けた企業立地等事業者の事業を承継した事業者は、市長の承認を得て、当該交付決定を受けた企業立地等事業者の地位を承継することができる。

(調査及び報告)

第 12 条 市長は、交付決定を受けた企業立地等事業者に対し、必要に応じて調査を行い、又は報告を求めることができる。

附 則

1 略

(この条例の失効)

- 2 この条例は、令和 11 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例の失効の際現に交付決定を受けた企業立地等事業者(第 11 条の規定により交付決定を受けた企業立地等事業者の地位を承継した者を含む。)については、この条例は、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

摂津市消防団員等公務災害補償条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,700 円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500 円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>10,000 円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>15,000 円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非</p>

常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第 1 号に該当する扶養親族については 1 人につき 100 円を、第 2 号に該当する扶養親族については 1 人につき 383 円を、第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 217 円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

4 略

別表(第 5 条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上

常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第 1 号に該当する扶養親族については 1 人につき 433 円を、第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 217 円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

4 略

別表(第 5 条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上

団長及び副団長	<u>12,900円</u>	<u>13,700円</u>	<u>14,500円</u>
分団長及び副分団長	<u>11,300円</u>	<u>12,100円</u>	<u>12,900円</u>
部長、班長及び団員	<u>9,700円</u>	<u>10,500円</u>	<u>11,300円</u>

備考

1・2 略

団長及び副団長	<u>13,340円</u>	<u>14,170円</u>	<u>15,000円</u>
分団長及び副分団長	<u>11,670円</u>	<u>12,500円</u>	<u>13,340円</u>
部長、班長及び団員	<u>10,000円</u>	<u>10,840円</u>	<u>11,670円</u>

備考

1・2 略

摂津市火災予防条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
	<p><u>(簡易サウナ設備)</u></p> <p><u>第 7 条の 2 簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものをいう。)</u>又はバレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。)<u>)に設ける放熱設備であつて、定格出力 6 キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)</u>の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p><u>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p><u>(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速</u></p>

(サウナ設備)

第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 略

(2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。

(住宅における火災の予防の推進)

やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。)及び第5条第1項の規定を準用する。

(一般サウナ設備)

第7条の3 一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。))をいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 略

(2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。

(住宅における火災の予防の推進)

第 29 条の 7 略

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) 略

2 略

(火を使用する設備等の設置の届出)

第 44 条 略

(1)～(6) 略

(7) サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)

(7)の 2～(15) 略

第 29 条の 7 略

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) 略

2 略

(火を使用する設備等の設置の届出)

第 44 条 略

(1)～(6) 略

(6)の 2 簡易サウナ設備(個人が設けるものを除く。)

(7) 一般サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)

(7)の 2～(15) 略